
amnesty international

ロシア連邦

チェチェンにおける強制失踪と

正義の実現

Russian Federation

What justice for Chechnya's disappeared?



AI Index: EUR 46/015/2007

INTERNATIONAL SECRETARIAT, 1 EASTON STREET, LONDON WC1X 0DW, UNITED KINGDOM

ロシア連邦
チェチェンにおける強制的失踪と正義の実現

目 次

1. 建物は再建できても、失われた命は取り返せない.....	2
強制的失踪と誘拐	3
数千人の行方不明者.....	4
免責.....	5
勧告.....	6
2. 変わる戦術、続く虐待.....	7
広がる侵害行為.....	9
チェチェン治安部隊も強制的失踪に関与.....	10
国際的な懸念.....	11
3. まともな捜査なし.....	12
隠された身元？.....	13
不十分な当局の対応.....	14
管轄権の問題点.....	15
非人道的取り扱いに相当する行政の怠慢.....	15
4. 正義を求める人びとへの報復.....	16
報復によるさらなる失踪.....	18
欧州人権裁判所への申し立て人への脅迫.....	19
5. 責任の不在.....	19
6. チェチェンにおける強制的失踪:人道に対する罪.....	21
7. 勧告.....	22

ロシア連邦

チェチェンにおける強制的失踪と正義の実現

1. 建物は再建できても、失われた命は取り返せない

「彼らは建物が機能しているということだけを、つまり再建中であるのを見せているだけです。それだけ。自分の子どもを探して涙を流すすべての母親を見せているわけではありません」

2006年6月、強制的失踪の犠牲者である息子を捜し求める母親

ロシアの北コーカサス地方、チェチェン共和国は公式に「正常化した」。2003年3月に行なわれたチェチェン共和国憲法の国民投票、引き続いて実施された大統領選挙、議会選挙、そして武装反体制勢力メンバーの恩赦の後、当局は紛争終結を断言した。同共和国は、大規模な再建プロジェクトの途上にある。1994年および1999年、ロシア連邦軍による軍事侵攻中に破壊された建物とインフラを再建するための資金がこの地域に投入されている。

最近選出されたラムザン・カディロフ大統領は、チェチェンは「ロシアの最も静かな地域」で、最も安全であると発言した¹。アムネスティを含む人権団体はその主張に反論している。大規模な軍事作戦は減少しているが、紛争は続いており、両当事者は依然として人権侵害を行なっている。

建物や空港は再建できても、紛争によって奪われた命は取り戻すことができない。紛争による民間人の犠牲者数はわからない。1994年から1996年までの第一次チェチェン紛争では数十万人が犠牲になった。第二次チェチェン紛争中の1999年以降に殺害された人は、2万5000人に膨れ上がったと推定されている。犠牲者の多くは、最初の数カ月間で行なわれた町や村への空爆で殺害されたものだ。戦闘で死亡した人や、大規模な掃討作戦で捕らえられ殺害された人もいる。数千人が国のあちこちにある墓標のない墓地に埋葬されたと考えられる。チェチェンには登録された集団墓地が52あるという。

生き延びた人もいるが、強姦などの拷問、恣意的拘禁、略奪等を受け、生活は徹底的に破

¹ *Interfax* 20 February 2007

壊された。数千人が避難し、チェチェン周辺で国内避難民として生活している。

人権侵害に対する免責は蔓延している。当局は、紛争中に発生した戦争犯罪などの重大な人権侵害について、ほぼすべてで調査も起訴もしていない。また、犠牲者に補償を提供してもいない。

ブラト・チラエフとアスラン・イスライロフは、ロシア連邦軍によって強制的に失踪させられたと考えられている。2006年4月9日、チェチェンにある大きな交差点で、武装して覆面をした制服姿の男たちに2人が車に押し込まれるのを約10人が目撃した。それ以来、彼らの行方はわからない。その後、交差点付近で軍の認識票が見つかり、ロシア連邦国防省軍の諜報機関に属する西(ザパド)大隊隊員のものであることが確認された。この人物は、認識票は紛失したもので、その恣意的拘禁には関わっていないと主張していたが、その後殺害されたようだ。2人の強制的失踪の捜査で被疑者として特定された者はいない。ブラト・チラエフは非政府組織「グラジュダンスコエ・サジェイストビエ」(市民アシスタント)で運転手として働き、国内避難民や武力紛争の被害者に医療支援を行なう活動もしていた。

強制的失踪と誘拐

「母親は自分の子どものことを心配しています。だって、今の状況は完全に無法状態なのです。なぜ起きたのか、わかりません。もし子どもたちを何らかの理由があって連れていくのなら、これこれの疑いがかけられているから連行して、調べ上げて、捜査するのだと教えてください。もう2カ月半経ちました…子どもたちをどこに連れて行ったのでしょうか？」

2006年6月、強制的失踪の犠牲者である息子を捜し求める母親

国家機関職員による強制的失踪や武装集団による誘拐は、チェチェン紛争における人権侵害のなかでも最も衝撃的だ。なぜ衝撃的なのかというと、小さな共和国内で大規模に発生していること、この人権侵害がとりわけ残虐であることからだ。

武装反政府集団の元メンバーだというハムザト・トゥシャエフは、2006年6月8日、チェチェンの首都グロズヌイ、スタロプロミスロフスキー地区にある庁舎に入るところを目撃されたのが最後となった。その前日、彼の妻は検察職員だという人物から電話を受け、ハムザト・トゥシャエフに検察局に来よう求められた。夫妻が午前10時に庁舎に着いたところ、彼の名前は受付で記録されており、中に案内されていった。その間、妻は外で待っていた。5時半になっても夫が戻ってこないことを心配し、彼女は守衛に検察局に電話をかけるよう依頼した。その場にいた職員は守衛にハムザト・トゥシャエフは尋問を

受けにやってこなかったと答えたという。彼女は夫に何が起きたのか、確認できずにいる。

すべての人の強制的失踪からの保護のための国際条約は、強制的失踪を以下のように定義している。

「国の機関または国の許可、支援もしくは黙認を得て行動する個人もしくは集団が、逮捕、拘禁、誘拐その他のあらゆる形態の自由の剥奪を行う行為であって、その自由の剥奪を認めず、またはそれによる失踪者の消息もしくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法の保護の外に置くもの」(第2条)²

強制的失踪や誘拐は犠牲者家族に特殊な苦痛を引き起こす。犠牲者が死んでいるのか生きているのか分からず、悲しみを乗り越えることができず、法的、現実的な雑務を片付けることができない。彼らにとって強制的失踪は永遠に続く。それ故、強制的失踪は「継続的な」人権侵害であると、人権諸法廷はみなしている。

数千人の行方不明者

「毎日、自分の息子はどこにいるのか考えています。今日帰ってくるかもしれない。もしかしたら、明日かも、と」

強制的失踪の犠牲者である息子を探す母親 2006年6月

人口100万人未満の、およそ1万5000キロ平方メートルの小さな共和国では、誰もが強制的失踪あるいは誘拐された誰かを知っているかのようだ。そして、多くの家族で行方不明になっている者が1人はいる。

2000年6月、ロシア連邦軍は4人の子どもを持つ40歳のヌラ・サイド・アリエブナ・ルルエバと、彼女の2人の従姉妹、その他数人をグローズヌイの市場で取り押さえ、連行していった。数カ月後の2001年2月、ハンカラ近郊の集団墓地で遺体が発見されるまで、彼女たちの行方は分からないままだった。ハンカラは、チェチェンにあるロシア連邦軍の重要な基地だ。そこで発見された51人の遺体のほとんどは民間人で、ある者は目隠しをされ、多くは手足を縛られていた。このうちの数人が最後に目撃されたのはロシア連邦軍の拘置所内だった。

ロシアの非政府組織(NGO)メモリアルは、チェチェンにおける2000以上の強制的失踪

² ロシア連邦は今日までこの条約に署名も批准もしていない。

と誘拐の個別事例を記録してきた。独自調査はチェチェン共和国の3分の1の地域で行なわれたのみで、すべての人権侵害を網羅したわけではない。メモリアルは1999年以来、誘拐、恣意的逮捕、拘禁に分類した事件の後、子どもを含む3000から5000人がチェチェン共和国で行方不明になったと推定する。これらの事件の大部分は国家工作員によるものであると考えられている。もっと多くの事件が起きているとする団体もある。

恐怖が地域全体を覆い、犠牲者家族が名乗り出るのをためらうようになる一方、非公式ルートに頼って家族を取り戻そうとするようになった。その結果、強制的失踪や誘拐は届け出が行なわれないようになった。こうした事件の報告数はこの数年減少しているが、そのような事件は今日でもチェチェンで発生し続けている。

ロシアおよびチェチェン当局は、この問題の規模と重大さをある程度は認識している。チェチェン共和国人権オンブズマンのヌルディ・ヌハジエフによると、2007年3月1日現在、2800人がチェチェン国内で誘拐、「失踪」、行方不明者として記録されている。2005年4月現在、チェチェン検察局は、チェチェン国内の2540人の強制的失踪または誘拐事件に関して、1814件の刑事訴訟を開始した。

チェチェン議会は、誘拐された人、行方不明者捜索のための委員会を設置した。チェチェン議会議長ドゥクバハ・アブドゥラフマノフが委員長を務め、委員会の役割は法執行機関の職務遂行を支援することであると述べた。彼は、2007年末までに全ての不明者の消息を調査するよう努力すると親族に告げたようだ。チェチェンのオンブズマンはこの問題を取り上げ、調査の失敗に対応するための連邦委員会を大統領令で設置するよう求めた³。

1999年以降、アムネスティはチェチェンで強制的失踪や誘拐された個別事例、近隣地域でチェチェンへ連行されたと思われる個別事例を多数記録してきた。なかにはその後、解放された人もいた。暴力を振るわれた痕跡のある遺体で発見された例もあった。しかし、ほとんどの事例で、行方不明者の消息はわからないままで、この犯罪で告発された者は一人もいない。

免責

アムネスティは、チェチェンで報告された多数の強制的失踪の調査の進捗を詳細に追ってきた。検察局はそれぞれの事件の調査を開始したが、目に見える成果を上げることはでき

³ Spetsialnii doklad, 2006, www.chechenombudsman.ru/index.php?option=content&task=view&id=98

なかった。国家公務員が実際に告発されたという事例について、アムネスティはほんの数例しか把握できていないが、その中でも強制的失踪そのもので国家公務員が告発された事例は皆無である。

一方、親族は失踪者を探し続け、脅迫を受けたり、あきらめなければ報復すると当局から脅されることが多い。彼らは何かしらの情報を得るために、検察局での面会を絶えず求めている。地方当局に影響を与えることができるかもしれないという希望を持って、外国からやってきた人びとと面会し、この問題に政府が無関心であることに抗議して庁舎前でデモを行ない、親族が埋葬されているかもしれないと、集団墓地だと噂される場所を訪れている。

ロシアで正義を求めることをあきらめ、多くの人びとが欧州人権裁判所に頼るようになってきている。しかし、この結果、一層の脅し、脅迫、暴力にさらされることになった。

欧州人権裁判所は 2006 年 7 月 27 日、チェチェンでの強制的失踪に関する事例で初めて裁定を下した。バズルキナ対ロシアの裁判で、ロシア連邦が実効性のある救済を受ける権利と同様に、生存権、自由権、安全権を侵害したと判断した（人権及び基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約の第 2 条、5 条、13 条）。これは、2000 年 2 月に失踪したハジ・ムラト・ヤンディエフの母親ファティマ・バズルキナが訴えた事件だ。また、裁判所はファティマの申し立てに対する当局者による取り扱いは非人道的だったともした（第 3 条）。

欧州人権裁判所は、犠牲者が行方不明のままになっている他の 2 つの強制的失踪事件、バイサエバ対ロシアおよびイマカエバ対ロシアの裁判でも判決を下した。3 つめの事件、ルルエフその他対ロシアの裁判は、ハンカラにあるロシア連邦軍事基地付近の集団墓地で失踪数カ月後に遺体が発見された女性 3 人の強制的失踪に関するものだった。4 つめの事件、アフマドバおよびサドゥラエバ対ロシアの裁判は、シャミール・アフマドフの強制的失踪および殺害に関するものだった。すべての事件で、欧州裁判所はロシア政府が生存権と実効性のある救済を受ける権利などの基本的人権を侵害したと裁定した。

勧告

アムネスティ・インターナショナルは長年にわたってチェチェンにおける強制的失踪問題に取り組んできた⁴。この人権侵害の本質と主要な問題点を提示する当報告書で、アムネスティはロシア連邦とチェチェン当局に、長年続いている強制的失踪に歯止めをかけ、人権

⁴ これ以上の情報については、www.amnesty.orgを参照のこと。

侵害が処罰されないことがないよう取り組むことを求める。特に、政府当局者は以下の点に取り組むべきである。

- ・ 過去と現在のすべての強制的失踪の申し立てについて、直ちに独立した公正な調査を行なうこと。そのような人権侵害を行なったと合理的に疑われる者を法律によって設置された独立して公正な裁判所で、公正な裁判の国際基準を満たす手続きによって裁くこと。
- ・ チェチェンにおけるすべての集団墓地について徹底した公正な調査を即時に行なうこと。この調査は発掘と遺骨分析に関する国連指針に則った法医学専門家によって直ちに実施され、グローズヌイの法医学研究所に十分な設備を設置することも含め、この目的のために適切な資源が利用できるようにすること。職務遂行そのものおよびこれに関わる現地職員の研修の両面で、国際的専門家の支援と協力を求め、受け入れること。
- ・ 1999 年以降、チェチェンで行方不明となった個人、強制的失踪したか誘拐された個人全員の名前と詳細を包括的で公式なひとつのデータベースにまとめること。このデータベースは法執行機関および非政府組織の情報に基づくものとし、また、チェチェンで発見されたすべての身元不明の遺体の詳細を記録したひとつの公式データベースも構築すること。この 2 つのデータベースは犠牲者遺族に公開し、利用できるものとする。
- ・ 強制的失踪の目撃者および失踪者の遺族が正義を求めたことによる報復を受けることのないよう、確実に保護すること。

2. 変わる戦術、続く虐待

「私たちは娘たちを探して、いつも旅をしています。私たちは一緒に旅をしています」
強制的失踪の犠牲となった若い女性の母親の言葉。

紛争が始まった最初の何年かは、連邦軍のロシア兵が何百人もの民間人の男性、女性、十代の少年たちを一網打尽に捕らえて、連れ去った。

多くの人びとが道路封鎖検問で拘束されて、彼らの本人証明用書類は、伝えられるところによればチェチェンの武装集団のメンバー容疑者および彼らの親族に関する情報を含んでいとされるコンピュータのデータと照合されていると言われていた。彼らは検問所です

ばらく引き留められ、「選別収容所」として知られている臨時の留置所へ連行され、そこでは拷問や虐待が制度的に行われた。

いわゆる「ザチーストゥキ」（軍事攻撃）の間に連れ去られた人びともあった。そのような襲撃の際には、地域や村全体が一時に数日間包囲されて、ロシア軍が一軒一軒の家を捜索し、身分証明書を調べ、人びとを拘束していった。これらの人びとの中には解放された人びともいたが、多くはその後、強制的に失踪させられた。内務省によれば、2000年夏の終わりまでに、チェチェンの1万5000の人びとが紛争に関連して拘束されていた。

2000年12月14日に、歯科医サイド・フセイン・イマカエフは、新たに冬のコートを買うために、スターリエ・アタギ村へ行った。帰宅途中、彼の車は覆面をしたロシア連邦軍の男たちによって、道路封鎖検問で止められた。彼は拘禁され、強制的に失踪させられた。

彼の父親は息子を探し続け、18カ月後には自らも強制的に失踪させられた。サイド・マホメド・イマカエフはロシア連邦の兵士によりノーヴィエ・アタギ村から来た4人の他の男性たちと共に2002年6月2日に拘束された。6月2日午前6時20分に20人くらいの兵士が、装甲兵員輸送車に乗って、オルジョニキゼ通りにある彼の家に到着した。彼らは身分を明かしたり、訪れた理由を述べなかったが、家を探し、サイド・マホメド・イマカエフを連れ去った。

学校教師で、サイド・フセインの母親であり、サイド・マホメドの妻であるマルゼト・イマカエバは、息子と夫を探し出す努力がすべて水泡に帰した時、欧州人権裁判所に訴えを起こした。2006年11月9日に、欧州人権裁判所は、ロシア当局が、サイド・フセインおよびサイド・マホメド・イマカエフの生命、自由、安全に関する権利を侵害し、その後の彼らの強制的失踪の捜査を効果的に実施していないとの裁定を下した。

ロシア連邦軍による村や町に対する大規模な襲撃が、武力紛争が発生した最初の2年間は常套的に行われたが、それ以後は次第に、より狙いを定めた作戦行動に移行した。これらは一般的には夜間に、大抵は武装し、迷彩服を着て、しばしば覆面をした男たちによって行われた。彼らはナンバープレートに被いをしたたくさんの軍事車両に乗ってやってきては、秘密にされた目的地へと人びとを連れ去った。ロシア国防省、チェチェンに配属されている内務省の警察官、および連邦保安局の要員を含む連邦軍がすべて強制的失踪に関わっている。

2003年3月28日にロシアの新聞イズベスチヤとのインタビューの中で、防衛省の軍事情報部で働いていた匿名の将校が、彼らの行いに対する検察の監視を避けるために、ロシア連邦軍がそのような方法をとっていたことを認めた。夜間に行われたこれらの襲撃が必要

であると主張したが、「時として罪のない人びとがこうした目に遭った。真実が判ったときには、とりかえしがつかなかった。相手はすでに亡くなっていたから」と認めた⁵。

2003年5月16日の午前3時頃、15歳のアミナト・ドゥガエバとその義理の姉妹であるクルビカ・ジナブディエバは、軍事車両で村に入ったダークブルーの制服を着て、武装した覆面の男たちによって、シャトイ地区ウルス・ケルトにあるクルビカの自宅から連れ去られた。彼らの行方は不明のままである。

前日に、ロシア連邦軍が、村でパスポートの点検を行っていた。伝えられるところでは、制服を着た男たちはクルビカ・ジナブディエバの家だけにいった。彼らはクルビカの母親であるルマニ・ゲハエバを中庭で縛り上げたが、そこからは何が起きているのかが見えなかった。ルマニ・ゲハエバはアムネスティに対して、朝の遅い時刻まで彼女は見つけてもらえず、その時になって初めて娘とアミナト・ドゥガエバが失踪したことに気がついたと述べた。男たちは衣服は持って行かなかったが、クルビカ・ジナブディエバの健康に関する書類を持って行っていた。彼女には脳腫瘍があり、てんかんに患っていて、継続的な治療が必要である。

ロシアのあるスポークスマンが地方のテレビで、ウラス・カート出身の二人の女性が、テロ容疑で拘禁されていると発表したと伝えられた。現地と地元の検察局の当局者は、アミナトとクルビカの母親たちに対して、何の情報も提供してしない。ロシアの当局者が前に発表した内容とは異なり、シャトイ地方の検察官は、2人が拘禁されていることすら否定した。

アミナト・ドゥガエバの母親ズリハト・ドゥガエバは、夫を亡くし、3人の他の子どもたちが海外で暮らしている。彼女とルマニ・ゲハエバは現在、ほとんどの時間を娘たちの捜索にあてている。二人は共にヨーロッパ人権裁判所に、訴えを起こしている。

広がる侵害行為

強制的失踪および誘拐をはじめとする重大な人権侵害の犯行は、北コーカサスの他の地域、とりわけイングーシとダゲスタンに広がった。

教師であるバシル・ムツォルゴフは、妻と娘と共に、イングーシのカラブラクという小さな町で暮らしていた。彼の家族はスターリン政権下の1944年に極東ロシアのマガダンに送られたが、その家族とともに彼は1992年、イングーシにやって来ていた。

⁵ <http://www.izvestia.ru/political/article31814> また、アムネスティ報告書 *Russian Federation: Chechen Republic "Normalization" in whose eyes?* (AI Index: EUR46/027/2004) でも触れている。

2003年12月18日の午後、バシル・ムツォルゴフは父親の家から帰途についていた。彼が生徒の一人に話をしていると、迷彩服を着た数人の男が車から出てきて、戦闘用ライフルでその少年を殴打し、バシル・ムツォルゴフを彼らのニーバ車に引きずり込んだ。別に青いジグリ車もその事件に関わっていたが、どちらの車もナンバープレートは泥で隠されていた。一人の目撃者がインゲーシ交通警察が設置した道路の検問所に駆けつけ、車を止めるように促した。しかし、2台の車は特別通行許可を得ており、警察はあえて車を引き止めようとはしなかった。

それ以来、家族はバシル・ムツォルゴフに何が起きたかについての公式の情報は受け取っていない。伝えられるところでは、家族は、連邦保安局(FSB)のスタッフから、バシルがハンカラにあるロシア連邦の軍事基地に移送される前に、インゲーシのマグスにあるFSBの建物で拘禁されていたことを知った。情報提供者はまた、バシル・ムツォルゴフが自白書に署名するように拷問を受けていたと断言した。彼の家族にはそれ以上のことは知らされていない。

検察当局は、バシル・ムツォルゴフ誘拐に関する捜査を開始したが、容疑者を特定できないために、捜査は数回中止されている。

チェチェン治安部隊も強制的失踪に関与

ロシアが支援する文民政権がチェチェンに誕生して以来、紛争の経過に連れ、チェチェン治安部隊が、強制的失踪にますます関与を深めている。プーチン大統領が2000年に任命した暫定政府首班アフメド・カディオロフが、その後2003年10月にチェチェン共和国大統領に選出された。彼の護衛部隊は息子であるラムザン・カディオロフが率いたが、その後ラムザンは首相になり、現在チェチェンの大統領職にある。ラムザン・カディオロフが指揮する護衛部隊とその他の非公式組織の武装した男たちは、地元ではカディオロフツィとして知られており、強制的失踪をはじめとする数多くの重大な人権侵害事件に関与していると言われている。「石油連隊」と呼ばれる別のチェチェン治安部隊は、元もとはチェチェン共和国大統領の護衛部隊の一部だった。公式にはチェチェン共和国の石油設備の治安確保を担当しているが、これも強制的失踪や連隊基地に於ける人びとの不法な拘禁に関わっていると言われている。それに加えて、チェチェン系の指揮官が率い、チェチェン系隊員を含むチェチェンに常駐的に展開しているロシア連邦軍である東(バストーク)および西(ザパド)両大隊(防衛省第42機動歩兵師団所属)は、強制的失踪をはじめとする重大な人権侵害を犯していると言われる。

2005年6月4日に、治安部隊はボロジノフスカヤで「特別作戦行動」を展開した。その間に約200人が恣意的に拘禁され、虐待を受け、少なくとも男性1人が殺害され、11人の男性が失踪した。

治安部隊の隊員約 100 人が、2 台の装甲人員運搬車と、10 台以上の UAZ-469 型四輪駆動車、7 台の VAZ-2109 車両に乗って、ボロジノフスカヤに到着した。彼らは、灰色の軍の迷彩服を着て、村民によれば、東大隊のチェチェン人隊員であった。大隊の指揮官スリム・ヤマダエフは、東大隊が 6 月 4 日の襲撃を行ったことを否定した。だが、シャルコフスキー地方の長官であるフセイン・ヌタエフは、NTV テレビ局に「特別部隊と連邦の機構が適正に機能せず、違法行為を許した」と述べたと伝えられる。

その襲撃により、約 1000 人の村民が境界線を越えて隣接するダゲスタンへ大量脱出することとなった。彼らは、11 人の男性たちの安否が明らかになるまでは帰還することを拒否している。

ロシア連邦国防省、ロシア連邦内務省所属軍、そして山岳地帯では FSB の一部である連邦国境警備隊をはじめとする非常に多くの連邦軍がチェチェンには残っている。しかし、チェチェンの武装抵抗勢力のメンバーに対して大多数の作戦を実行していると伝えられるのは、チェチェン人により構成されるそれらの治安組織であり、これらの作戦が行われた際には、強制的失踪やその他の重大な人権侵害が続いたと伝えられている⁶。ロシア連邦の人権オンブズパーソン、ウラジーミル・ルーキンがチェチェン共和国で今なお失踪が起きているとの懸念を最近表明したと伝えられる⁷。2006 年 12 月と 2007 年 2 月の間に、メモリアルには 26 人の誘拐もしくは恣意的拘禁に関する情報が寄せられた。これらのうち、14 人は釈放されるか、親族が金を支払って自由になり、3 人は死亡が確認されたが、4 人は依然行方不明である。5 人は後に、捜査中に拘禁されていることが「発覚」した。これらの数字は全体像を反映するものではない。

報道される強制的失踪の件数は減少しているが、個人が恣意的に拘禁され、隔離拘禁されるが、当局者がその事実を明かさない「一時的」失踪の発生率が高い。隔離拘禁中、「自白」を引き出すために、拷問やその他の虐待を受ける危険性が極めて高い。自白後、彼らは別の拘禁場所に移送され、そこでは彼らの拘禁について記録される。

国際的な懸念

強制的または非自発的失踪に関する国連作業部会は、2007 年 1 月に、「ロシア連邦で発生し続けている新しい事件に強い懸念を抱いている」との報告を発表した。同作業部会は 2007 年 9 月にロシアを訪問することを模索している。同作業部会がロシアから受け取った事件の大多数は、北部コーカサス地域からのものであり、1994 年以後は、チェチェンからのもの

⁶ Memorial *Situation in the North Caucasus*: November 2006–May 2007

⁷ Inter-tass report, 5 April 2007

のである⁸。

欧州拷問防止委員会（CPT）は、2007年3月に公式声明を発表し、チェチェンにおける拷問について明らかにしたが、特に非公式の拘禁場所の使用について指摘し、それらの場所では強制的失踪だけでなく拷問を受ける危険が高いと訴えた⁹。チェチェン当局は以前そのような施設の存在を否定していたが、CPTの声明では、捜査により2人の男性が2004年11月にツェンテロイにあるチェチェン大統領護衛部隊の基地で拘禁されたことを立証したとの検事総長当局からの情報に言及している。

3. まともな捜査なし

「検察局、大統領執務室など、政府からの回答はすべてもらいました。でもそこには肝心なことが何も書いてありません。そんな紙切れで何ができるというのでしょうか？ 私が欲しいのは紙きれじゃありません」

2002年に息子が失踪したある母親の言葉。

「私の甥が逮捕されたとき、きっとその日のうちに帰してもらえると思っていました。みんなで内務省や警察や連邦保安局（FSB）に電話をかけ始めました。でも日曜日で、どこからも今日は休みだと言われました。調べても甥が勾留されている場所はわからず、明日まで待てと、そして次の日になるとあと2、3日待てと言われ…。その次は一週間待てと言われ、そうこうしているうちにもう3か月です。もう役人や警察は待てとは言わず、勝手にしろ、甥を逮捕などしていない、と言うのです」

2006年に甥が失踪した女性の証言。

アムネスティ・インターナショナルは、強制的失踪に関するすべての申し立てや報告は、迅速、公正かつ実効的に、事件に責任があると思われる機関から独立した、調査に必要な権限と人的資源や資金を有する機関によって調査されるべきだと、すべての政府に要請している。正式な申し立てでない場合であっても、ある個人が強制的に失踪させられたと信ずるに足る根拠がある場合には、調査が行なわれるべきである。また、調査方法とその結果は、開示されるべきである。

⁸ Report of the Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances, UN Doc A/HRC/4/41, 25 January 2007

⁹ ロシア連邦に関するCPTの声明は、<http://ctp.coe.int/en/>で読むことができる。

強制的失踪に責任があると疑われる国家公務員は、調査中は停職処分とされるべきである。失踪者の家族は、調査に関する情報が得られるようにするべきであり、証拠を提示する権利を保障されるべきである。申し立て人、目撃者、弁護士その他調査に関係する人びとは、脅しや復讐から保護されなければならない。失踪者の居場所や状況が正式に明らかにされるまでは、調査を中止するべきではない。これらの要求は、すべての人の強制的失踪からの保護のための国際条約に明記されている。

アムネスティが得た情報によると、北コーカサスにおいて軍の武力行使や掃討作戦に関連した民間人の誘拐について起訴された刑事事件は、2005年3月までに302件である。国連拷問等禁止委員会に提出され、同委員会が2006年11月に検討した第4回ロシア連邦政府報告書には、ロシア刑法第126条が規定する「誘拐」の容疑で軍関係者が起訴された23件について触れられている。

しかし、強制的失踪に関するこれらの公式調査は、ほとんど例外なく未解決のままとなっている。検察は通常、拘禁されたり誘拐されたりした人の家族からの報告を受けると、ロシア刑法典第126条（「誘拐」）に基づく刑事事件として捜査を開始する。1999年以来、数千件がそのようにして立件された。プーチン大統領の顧問であるアスランベック・アスラハノフが2005年4月に述べたところによると、1999年から2004年の間に、2540人の「失踪の事実」に関して1814件の刑事事件が立件されたという。これらの事件は、ただひとつを除いて、被疑者を特定することができず、犯行は反政府武装勢力の名前もわからないメンバーや国家機関関係者によるものだとされている。

隠された身元？

恣意的拘禁の方法は、説明責任を曖昧にしている。武装した者たちの話す言葉（ロシア語、チェチェン語）、使用された車種、男たちの風貌ぐらいしか、目撃者が語れる犯人の手がかりはない。恣意的拘禁を食い止めようとする検察の対策は、紛争下でないがしろにされてしまった。その対策のなかには、治安部隊の覆面の着用禁止、内務省に属する部隊と警察が民間人の住居に入る際に名前・階級・目的を名乗る義務を定めた指令第80号や、軍による家宅捜査が行なわれる際に検察当局者と地元当局の関係者が立ち会うことを定めた命令46号などがある。覆面の使用はチェチェン内務大臣によって2004年12月に禁止されたが、軍事行動の際には未だに使用されていると報告されている。

そればかりか、チェチェンにおいて複数の異なる法執行機関があることが、説明責任の所在をさらに曖昧にし、それらの機関が恣意的拘禁や強制的失踪への関与を否定しやすくし

ている。また、ロシア軍またはチェチェン治安部隊が強制的失踪に責任があることを示す明らかな証拠があったとしても、検察は容疑者を特定し起訴することをしていない。拘禁された男性をロシア連邦軍のある将校が「消せ」と命令しているところがカメラに撮られていたが、その男性の消息はわからず、この将校も起訴されていない。この将校は、欧州人権裁判所のバズルキナ対ロシア事件で被疑者として名前が挙げられた。

不十分な当局の対応

誰かが拘禁されたり誘拐されたりした場合、当局がとりあえず取る対応ははなはだ不十分なものである。捜査が開始されても、犯罪を追う手際はひどく要領が悪い。検察局は容疑者を特定できず、大抵は事件が未解決のままになってしまう。捜査は再開されたり中断されたりを繰り返す。チェチェンで活動しているある弁護士はアムネスティに対し、彼の活動する地域での強制的失踪事件（1999年以降で200件以上）の大半は、実際には初めに拘禁された状況から検察が捜査をすすめる容疑者を特定することは可能だった、と語った。しかし捜査官は、車の所有者を遡って調べたり治安部隊の兵士らに質問したりという基本的な捜査を行わず、これら200件ほどのうち、捜査が完了した事件はひとつもない。国連の強制的または非自発的な失踪に関する作業部会は2007年1月の報告のなかで、「強制的失踪の被害者らの状況が解明されないかぎり、このような事件の捜査が中断されていることに憂慮し、徹底かつ公正な捜査を行なう義務があることを政府当局に指摘する」と述べている¹⁰。

加えて、当局は弁護士や目撃者、さらには強制的失踪の捜査官の身の安全さえも保証できていないようである。このことが実効的な捜査を非常に難しくしている。

バイサエバ対ロシア事件での欧州人権裁判所の判決では、警察が消極的な対応をしていることが浮き彫りにされた¹¹。シャヒード・バイサエフは2000年3月に拘禁され、その後失踪した。バイサエフの妻はただちに地元警察と検察局に夫の強制的失踪を届け出た。5月10日に捜査が開始されたが、欧州人権裁判所によるとその捜査は「最も基本的な作業の不可解な遅れにより滞った」。裁判所は以下のように判断している。「拘禁されたという報告を原告から受けた後の検察その他の法執行機関の態度は、その後彼が失踪してしまったという結果に甚大な影響を及ぼしている。なぜならば、拘禁直後の数日間あるいは数週間という非常に重要な初動期間に必要な対応が全く取られなかったからである。信憑性がある申し立てをした申し立て人の前でこれらの機関が見せた態度は、拘禁されたときの状況

¹⁰ Report of the Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances, UN Doc A/HRC/4/41, 25 January 2007

¹¹ *Baysayeva v. Russia* 判決。2007年4月5日

を黙認したのではという憶測を強く抱かせ、捜査の客観性について強い疑念をいだかせる」。

裁判所はまた次のように記している。「検察側は、何度か、しかるべき措置をとるように指示したが、それらの指示は守られなかった、あるいは容認できないほど遅れて実行された。当裁判所は、捜査が6年間も中断され、少なくとも12回も再開されたことを特筆しておく。申し立て人は、被害者であるという事件上の立場にもかかわらず、捜査の中断・再開の日取り以外には捜査の進行状況を正式に知らせてもらえなかった」。

管轄権の問題点

重要な問題のひとつは、地方行政区の文民検察局が軍（国防省所属の軍、連邦保安局、および内務省所属の軍）の行為を調査する管轄権を持たない、ということである。そのため、軍が関与している疑いがある事件の場合、捜査は軍の検察の手に委ねられてしまう。軍が関与を否定すれば、事件は文民検察官に差し戻される。事件は事実上何年もたなごらしにされ、進められることはない。

失踪した人びとの家族のために活動している弁護士たちによると、文民検察局は、聴取のために出頭するよう軍人に要求する権限がない。文民と軍の双方の検察官が合同で捜査チームを組んでも、捜査が改善したとは思われない。

例えば、2006年4月にチェチェンで行方不明となったブラト・チラエフとアスラン・イスライロフの事件では、チェチェンの検察官は、ザパド部隊に属していた被疑者が軍人であったため、その人物に聴取のため出頭することを求められなかった。NGO関係者によると、事件現場付近で発見された身分証明書の持ち主は「忙しくて」聴取には応じられなかった、と検察官が説明した。この身分証明書の持ち主は、数カ月後に殺害されたようだが、その状況についてアムネスティは把握していない。

非人道的取り扱いに相当する行政の怠慢

「今日この日さえ、今日か明日には息子を返してもらえるかもしれないと思っています。そう思い続けてもう1年と3カ月です。夜になれば息子の夢を見て、昼は泣き暮らしています…。何もかもが止まってしまって、私はもう死んだも同然です、抜けがらのままこの地を歩き回っているだけ」

2004年8月にアムネスティにこう語ったのは、アルトゥル・アフマトハノフの母親であるビラト・アフマトハノバだ。アルトゥル・アフマトハノフ（当時22歳）は2003年4月2日に自宅近くでロシア連邦軍に拘束され、以来、行方不明である。

ハジ・ムラト・ヤンディエフは2000年2月、グローズヌイの近郊でロシア連邦軍に拘束された。あるロシア将校が彼を探し、尋問し、彼を「始末しろ」との命令を出した。以来、彼の消息を知る者はいない。彼の母であるファティマ・バズルキナは、CNNの記者が軍の密着取材中にハジ・ムラト・ヤンディエフと将校とが遭った場面を撮影していたため、テレビニュースで息子の拘禁を知った。

欧州人権裁判所によると、この事件の捜査は不可解なほど遅れた。例えば、ハジ・ムラト・ヤンディエフを尋問したロシア将校が聴取されたのは事件から4年4カ月経った後であった。尋問に関わった他の兵士らは、特定されなかったり全く聴取を受けなかったりした。

さらに同裁判所は、被害者の母ファティマ・バズルキナは、息子が強制的に失踪させられたこと、息子に何が起きたのか知る術がないことで、悲しみと怒りに苛まれて続けていることを指摘し、ファティマ・バズルキナの訴えに対する当局の対応は、非人道的な取り扱いを構成すると述べた。

被害者の家族は、事件が捜査中または中断中となっている間は犯罪者資料を閲覧することができず、また、捜査の進展について何も知らされない。

4. 正義を求める人びとへの報復

「2002年から2003年にかけて息子の行方を探しているとき、数多くの匿名の手紙を受け取りました。手紙には、これ以上捜すな、さもないと連れ出して殺すと書かれていました。手紙は、捜索を止めろという最終通告で始まっていました。誰の仕業か分かりません。しかし、どんなことがあっても私は息子を捜し続けます」

強制的失踪の被害者である息子の消息を求め続ける母親

人権侵害に対する正義をチェチェンで求めようとする者は誰でも脅迫や攻撃に直面する。親族の消息を捜す人も例外ではない。そのため、強制的失踪の目撃者は証言したがらず、親族は人権団体への証言をためらう。

2002年にチェチェンで消息を絶った息子を探しているマリカ・アフメドバ(仮名)は、軍服を着て武装したチェチェンの男たちによって2005年末まで拘禁されていたと、アムネスティに語った。マリカ・アフメドバは、早朝に自宅で拘束され、建物の地下の独房に連れ込まれたという。拘禁中に脅迫を受け罵倒され、(息子を探さないことを)宣誓させられた。独房は寒く、食べるものも飲み物も与えられなかった。マリカの拘禁の記録はなく、親族がその建物で彼女を探していたが、そこにはいないと告げられた。マリカはその日の遅くに釈放された。チェチェンの検察局は、息子の捜索を続けないよう何度もマリカに言ったという。

親族を探し求める家族に脅迫状が届けられ、無言電話がかけられている。検察側から捜索を続けないようにと脅迫的な態度で「助言」された者もいるという報告もある。親族も拘禁されて殴られている。自らが強制的失踪の被害者となることもある。身の危険を恐れ、個人の特定につながる氏名やその他の詳細の多くを公表できない。

このような嫌がらせや脅迫の結果、強制的失踪の苦しみと向き合っている人びとまでが身の危険を感じるようになる。2005年4月、グロズヌイでロシア連邦軍による襲撃中に拘束され、その後失踪した男性の姉(妹)は、恐ろしくて自宅で眠れず、つねに居場所を変えている、と2005年9月にアムネスティの調査団に語った。彼女はただひたすら、モスクワの死体安置所で身元確認を待っている男性の遺体が弟(兄)のものかどうかを確認し、もしそうであれば遺体を家族の元に引き取って埋葬することだけを考えていると語った。そして、それ以上当局に対して正式な申し立てをするつもりはないと述べている。

2006年3月の早朝、迷彩服を着て覆面をした兵士数名が、グロズヌイ郊外にあるファティマ・ギセーエバ(仮名)の自宅の裏庭で息子を拘束した。ファティマの息子は1時間半後に釈放されたが、あざをつくり、ひどい頭痛を訴えた。彼は片目の視力を失った。

彼を殴った兵士は、ファティマが夫の強制的失踪の申し立てを取り下げるよう要求したという。ファティマ・ギセーエバの夫は2000年にロシア連邦軍により拘束され、その後失踪した。それ以来、ファティマは夫の捜索を続けており、法執行機関に捜査を要請し、欧州人権裁判所に申し立てていた。

このような報復は、脅迫や報復などによって強制的失踪などの深刻な人権侵害の捜査が阻止されないことを保証する国家の責任と相反するものである。すべての人の強制的失踪からの保護のための国際条約第12条(4)は、「締約国は、調査の実施を妨げる行為を防止し、および制裁を科すために必要な措置を取る。特に、強制的失踪への関与が疑われる者が、申し立て人、証人、失踪者の親族もしくは弁護人または捜査関係者などに対して圧力または脅迫行為もしくは報復行為という手段によって捜査進展に影響を及ぼすことがないように確保する」としている。

報復によるさらなる失踪

極端な例として、強制的失踪を真剣に捜索しようとする親族が失踪する場合がある。例えば、フリーランスのジャーナリストだった人権擁護活動家のエリナ・エルセノエバと彼女の叔母が 2006 年 8 月 17 日、グロズヌイにおいて、武装した覆面の男に拘束され車で連れ去られた。叔母は数時間後に釈放されたが、エリナ・エルセノエバの消息はわからず、強制的失踪の犠牲になったのではないかと危惧されている。エリナの母親のマルガリータ・エルセノエバは娘の失踪をチェチェン当局と人権監視団体に届け出た。その後、マルガリータ・エルセノエバも行方不明になったため、強制的失踪か誘拐の犠牲者になったと考えられている。二人の行方は依然として不明である。

報告によると、ヤクブ・マゴマドフは 2004 年 5 月にモスクワで行方不明となった。彼が 2000 年 10 月 2 日にチェチェンで行方不明となった弟のアユブハン・マゴマドフに関して欧州人権裁判所に申し立てたため失踪させられたのではないかと、アムネスティは懸念している。

アユブハン・マゴマドフは、クルチャロイの自宅からロシア連邦軍によって連れ去られた。彼が二度と自宅に戻らなかったため、家族は彼の消息を国中で尋ねた。依然として行方がつかめないため、家族は 2001 年に欧州人権裁判所に申し立てた。

2004 年にアムネスティの調査団の聞き取りに対し、欧州人権裁判所に申し立てて以来、ヤクブ・マゴマドフは、自身と家族が報復行為を受けているが、弟を捜し続けるつもりだと語っていた。ヤクブ・マゴマドフは、チェチェンではなくモスクワにいたので比較的安全だと感じているとも言っていた。

しかし、2004 年の 5 月 16 日、チェチェンにいる彼の家族は、ハンカラのロシア連邦軍基地の北コーカサス本部に勤務していた知人からメモを受け取った。メモにはヤクブ・マゴマドフが基地内に拘禁され、拷問を受けていると書かれていた。

ヤクブ・マゴマドフとその家族はそれまでに何度も脅迫を受けていた。アユブハン・マゴマドフの捜索をあきらめなければ、家族もまた「失踪」するだろうと警告されていた。例えば 2003 年後半、アユブハン・マゴマドフは、弟がロストフ・オン・ドンのタガンロンの刑務所に拘禁されていると聞いて同刑務所に向かった。刑務所の責任者は、再び刑務所を訪れれば後悔することになると、ヤクブに告げたとされている。刑務所から帰る途中、制服を着た男が彼を車の中に押し込み、殴って金を奪い、もし弟を捜し続けるなら彼も「失踪」するだろうと脅した。

欧州人権裁判所への申し立て人への脅迫

欧州評議会議員総会における法務・人権委員会が、欧州人権裁判所への申し立て人に対する脅迫について詳しく述べている。2006年11月、委員会は、欧州人権裁判所への申し立て人に対するロシア連邦からの明らかな報復行為23件の情報を、欧州人権啓発センターから得た。報復行為は「言葉による脅迫から申し立て人あるいはその近親者の殺害までさまざまである。報復行為には、連邦あるいは共和国の治安部隊（軍、警察、FSB）や検察など、政府当局のさまざまな立場の人物が関与していると言われている。申し立て人やその近親者の殺害は未解決のままだ」¹²

5. 責任の不在

アムネスティの知る限り、数千件の犯罪行為が明らかになっているにも関わらず、チェチェンにおいて、一件の強制的失踪（現在も行方不明のまま）に関連して一人が有罪になっただけである。実効的な起訴が行なわれないため、免責の風潮が広まっている。

2001年1月2日の午前11時ごろ、26歳のゼリムハン・ムルダロフは違法薬物所持の容疑でオクチャブリスキー警察署の警察官によってグローズヌイのオクチャブリスキー地区で拘束された。それ以後、親族はゼリムハン・ムルダロフを見ていない。裁判所は、ゼリムハンが拘禁中に拷問され、その後政府当局者が彼の強制的失踪を手配したことを確認した。

2005年3月、グローズヌイのオクチャブリスキー地区裁判所は、ハンティ・マンシースクの内務省警察特殊部隊(OMON)に所属するセルゲイ・ラピンが、同警察署内でゴム製の警棒で数時間にわたって殴る蹴るの暴行をゼリムハン・ムルダロフに加えた事実を認めた。その他に数名の警察官もいた。ゼリムハン・ムルダロフは頭部に重症を負い身体中に打撲の後や生傷があった。同裁判所は、暴行が行なわれた翌日の2001年1月3日に、名前が不明の警察官らがセルゲイ・ラピンの同意のもと、ゼリムハン・ムルダロフを車で連れ去ったことも認めている。

2005年3月29日、グローズヌイのオクチャブリスキー地区裁判所は、セルゲイ・ラピンに対して、加重

¹² European Human Rights Advocacy Center (EHRAC) が附属Iとして発表した “Member of states’ duty to co-operate with the European Court of Human Rights” および “Memorandum on Threats to Applicants to the European Court of Human Rights in Cases from Chechnya” を参照。
<http://assembly.coe.int/Main.asp?link=Documents/WorkingDocs/Doc07/EDOC11183.htm>

事由下での故意による深刻な健康侵害、加重事由下での職権濫用、および公務員による偽造などの罪で有罪判決を下した。裁判所はセルゲイ・ラピンに 11 年の刑を言い渡し、ハンティ・マンシースクの OMON の責任者に対して特別の命令を出し、報道によれば、チェチェンにおける広範に行なわれている OMON の活動を非難したという。セルゲイ・ラピンはゼリムハン・ムルダロフの「誘拐」に関しては起訴されていない。

2007 年 1 月、ロシア連邦最高裁判所はセルゲイ・ラピンに対する再審を認めた。再審は 2007 年 5 月に予定された。

2005 年 11 月、チェチェン共和国検察局は、2005 年のセルゲイ・ラピンの審理中にラピンの上官として名前の上がった司令官と下級将校に対して、ゼリムハン・ムルダロフの拷問と強制的失踪に関与した疑いで犯罪捜査を開始した。2 人は 2006 年 2 月に連邦の指名手配者となったが、現在も逮捕されていない。

ゼリムハン・ムルダロフの家族は、正義を求めたがゆえに嫌がらせや脅迫を受けている。結局、母親と娘は身の安全のために国を離れた。父親のアステミル・ムルダロフは、息子を今も捜し続けている。

アムネスティの知る限り、強制的失踪に関して有罪判決が下されたその他の事件が 2 件ある。軍検察がボロジノフスカヤ村の襲撃事件（第 2 章を参照）を調査した後、東（バストーク）大隊の一員が起訴された。被疑者は襲撃に関する職権濫用で有罪となり宣告猶予 3 年となった。しかし、アムネスティの知る限り、「職権濫用」の罪は 11 人の失踪の被害者とは直接関連づけられなかった。

2003 年 7 月 25 日、ユーリ・ブダノフ大佐がヘーダ（エリザ）・クンガーエヴァの殺害および職権乱用の罪で有罪となった。ヘーダ・クンガーエヴァは、ブダノフ大佐に率いられたロシア兵によって 2000 年 3 月 26 日に、チェチェンのタンギ・チュ村にある彼女の自宅から誘拐された。その後、ブダノフ大佐がテントの中で彼女を絞め殺した。しかし、ブダノフ大佐は誘拐では起訴されなかった。ブダノフ大佐は 10 年の刑が言い渡された。

さらに、チェチェンで監視を続ける人権団体によると、チェチェン中にある多数の集団埋葬地に埋葬された遺体の身元確認はほとんど行なわれていない。チェチェン共和国に登録されている 52 の墓地を、国際基準に従って掘り起こす計画的な作業もない。人権団体と CPT によると、グローズヌイにある共和国法医学局は、検死やその他の必要な機能を果たしていない。

6. チェチェンにおける強制的失踪：人道に対する罪

人道に対する罪は国際社会に対する犯罪でもあるため、犯罪がいつ、どこで、誰によって行なわれようと、犯罪を捜査し起訴する義務が国際社会全体にある。人道に対する罪は、「個人の刑事責任とその処罰の根拠となる」¹³。国際法上、各国は人道に対する罪に対する管轄権を行使することができる。¹⁴

アドルフ・ヒトラーが 1941 年 12 月 7 日に出した夜と霧の命令にもとづいて実行された強制的失踪に関して、ニュルンベルグ裁判でカイテル元帥が有罪判決を受けて以来、強制的失踪は国際法上の犯罪と見なされるようになった。例えば強制的失踪は、人道に対する罪を規定している国際刑事裁判所規程（ローマ規程）の第 7 条にある 11 の行為の一つである。最近では、すべての人の強制的失踪からの保護のための国際条約（2006 年）において、強制的失踪は国際法上の人道に対する罪を構成しうると規定している¹⁵。

ローマ規程によると、強制的失踪は「一般住民に向けられた広範な攻撃または系統的な攻撃の一環として、この攻撃を知りながら行った」場合、人道に対する罪を構成する¹⁶。この報告書が示すように、事件数、規模、組織的な行為、また、殺人、拷問、強かんなどの人道に対する罪を構成しうるその他の行為を含む、一般住民に対する人権侵害のより広範な形態の一環であることから、第二次チェチェン紛争中の 1999 年から現在に至るまでの強制的失踪は、明らかに人道に対する罪といえる¹⁷。この報告書は、強制的失踪に国家機関が関与していることを示す信憑性の高い、一貫した情報を記録しており、それらのうち欧州人権裁判所によってこれまでに審理された事件については同裁判所によって確認され、また複数の国家官僚によっても認められたものである。また、この報告書は、申し立てに対する効果的な捜査の欠如、失踪者の行方を捜し求める家族の努力に対するあからさまな妨害、加害者への一貫した免責などについて、明白な傾向を提示している。事実、第二次チェチェン紛争中の失踪に関連して、国家機関の関係者は誰一人として起訴されていない。過去数年にわたり犯罪の実効的な捜査・起訴が全くできなかったことから、これらの行為が当局の暗黙の了解のもとで行なわれてきたことはほぼ明らかである。

¹³ Elements of Crimes / 2002 年 9 月に締約国会議で採択された。ICC-ASP/1/3

¹⁴ 分析の完全版は、次を参照。 *Universal Jurisdiction: The duty of states to enact implement legislation* (AI Index: IOR53/002-018/2001)

¹⁵ International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance, U.N. G. A. Res. 61/177, 20 December 2006, Preamble and Article 5.

¹⁶ ローマ規程第 7 条（1）。定義は広範または系統的な行為のみを禁止された行為としている。本報告書におけるチェチェンの強制的失踪は、広範かつ系統的である。

¹⁷ *Worse than a War: "Disappearances" in Chechnya—a Crime Against Humanity* (Human Rights Watch, March 2005) を参照。

7. 勧告

アムネスティ・インターナショナルは、ロシア連邦および地方当局に対し、強制的失踪に関する数々の勧告を行ってきた。勧告の具体的な内容は以下を含む。

ロシア連邦政府への勧告：

- ・ 現在も続いている強制的失踪を非難し、即刻止めること。
- ・ 強制的失踪に対する過去および現在のすべての申し立てについて、迅速で完全、かつ独立して公正な調査を実施し、また十分な証拠をもって、そのような犯罪への責任があると疑われる者すべてを、国際的な公正な裁判基準に則って訴追することを保証すること。欧州人権裁判所が捜査に欠陥があると判断した事件すべてについて、実効的な犯罪捜査を新たに実施することを保証すること。
- ・ 軍隊、治安維持機関、法執行機関いずれかの関与が疑われているすべての強制的失踪疑惑事件について、管轄権をもつ文民検察局に委任することを検討すること。そして、そのようなすべての事件に対する実効的な捜査に必要な責務と権限を、文民検察局に付託すること。
- ・ チェチェンにおけるすべての集団埋葬地を、白骨遺体の発掘・分析に関する国連指針に沿って、法医学専門家による迅速で徹底的、また独立して公正な調査を直ちに実施するよう保証すること。グローズヌイの法医学研究所における検死解剖設備の設置など、十分な資源を提供すること。検死解剖と従事する地元職員の訓練について、国際的な専門家の援助・協力を求め、またその申し出を受け入れること。
- ・ 1999年以降のチェチェンにおける強制的失踪と誘拐の被害者のすべての名前と詳細について、正式、包括的なひとつのデータベースを作成し、またチェチェンで発見されたすべての身元不明遺体についても、詳細を記録したひとつの公式なデータベースを作成すること。その2つのデータベースは公開し、被害者の親族が閲覧できるようにすること。
- ・ 欧州人権裁判所に申し立てたすべての人を保護し、欧州人権裁判所に訴えたために報復を受けたという申し立てすべてについて、独立して徹底的な調査を早急に実施すること

を保証すること。

- 遅滞なく、かつ留保なしに、すべての人の強制的失踪からの保護のための国際条約に署名し批准すること。「強制的失踪に関する委員会」が個人および国家からの通報を受理する権限を有することを認める第31条と第32条に述べられた宣言を行うこと。そして、実効的な法律を制定すること。
- 国連特別報告者について、調査団として確立されたその権限に従い、長年にわたって要請があるチェチェンなどロシア連邦国内訪問を実現すること。とりわけ、「拷問に関する国連特別報告者」、「超法規的、即決および恣意的処刑に関する国連特別報告者」、「強制的または非自発的失踪に関する国連作業部会」について、近い将来の調査訪問日を設定すること。

チェチェン当局への勧告：

- チェチェンにおける恣意的拘禁、拷問、および強制的失踪を止めること。
- チェチェンで行われる拘禁はすべて、国際法と国際基準の厳密な条件を満たす適切な手続きに従って行われことを保証すること。それには、拘束の担当官が明確な ID ナンバーを身に付けて身元確認できるようにすること、車輛の登録ナンバーを明確に識別できることなども含まれる。また、すべての拘禁について適切な記録を残すことを保証し、入所、移送、釈放の際に被拘禁者の医療検診を実施し、そのような手続きを行わなかった場合に説明責任を負うことを保証すること。
- 秘密裏の拘禁を非難し中止し、すべての秘密拘禁施設を閉鎖し、検察局の担当官がすべての拘禁施設を妨害なく訪問できるよう保証すること。
- 強制的失踪者の安否について真相を究明している親族が報復を受けないことを保証すること。欧州人権裁判所に申し立てた者などすべての申し立て人を保護するために、安全保護措置を講じること。
- 国際基準に則って、チェチェンの集団埋葬地を発掘する際は、連邦当局ならびに国際的専門家と協同で作業に当たること。発掘を遅らせるいかなる妨害からも発掘現場を守ることを保証すること。
- 連邦当局と協働し、1999 年以降のチェチェンにおける行方不明者、強制的失踪者すべ

ての名前と詳細の包括的なデータベースを作成すること。またチェチェンで発見されたすべての身元不明の遺体の詳細を記録したひとつの公式なデータベースを作成すること。

- ・ 犠牲者とその家族に、損害賠償、社会復帰、補償、謝罪ならびに再発防止の保証を含む十分な補償を行うこと。

チェチェン反政府武装組織への勧告：

- ・ 民間人を直接かつ標的とした、また無差別で過剰な攻撃をやめること。
- ・ 国際人道法の完全な遵守と尊重を保証すること。

第三国政府への勧告：

- ・ 強制的失踪の申し立てすべてについて、また、たとえ申し立てがなくとも強制的失踪が行われたと判断するに足る合理的な理由がある場合には、二国間協議において、迅速で徹底的な、また独立して公正な調査を実施するようロシア当局に強く求めること。
- ・ すべての関連する政府間会合および機関において、チェチェンの人権問題を取り上げ、国際人権法と人道法の侵害と免責に終止符を打つよう適切な措置が講じられることを保証すること。
- ・ 尊厳のある安全で恒久的な帰国が保証されるまでは、紛争を逃れた人びとをチェチェンおよび他のロシア国内に送還しないことを保証すること。
- ・ ロシア国内裁判所または欧州人権裁判所へ申し立てたために報復を受ける危険がある者に、必要な援助を提供すること。
- ・ 法医学調査能力の向上のために、チェチェン当局に専門知識と研修を提供すること。
- ・ 第二次チェチェン紛争下に行われた戦争犯罪と人道に対する罪について、普遍的管轄権を行使すること。



Russian Federation: What Justice for Chechnya's disappeared?

Amnesty International

International Secretariat

Peter Benenson House, 1 Easton Street, London WC1X 0DW,

United Kingdom

翻訳・監修：社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目2 共同ビル（新錦町）4F

TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778

info@amnesty.or.jp

<http://www.amnesty.or.jp/>
